



しぶや青色

平成28年 6月号 第542号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp/>

「納期の特例」の源泉所得税は7月11日（月）が納期限です

専従者給与・従業員給与等に対する給与所得の源泉徴収税額は、給与の支払月の翌月10日迄に納付するのが原則ですが、「納期の特例」の承認を受けている場合には、1月から6月分迄の合計額を、7月11日迄に納付します。この納付期限に1日でも遅れますと、延滞税がかかることがありますので、必ず期限内に納付して下さい。

★ 源泉所得税の指導を事務局で受けられる方に……これだけはお持ち下さい ★

1. 平成28年分 給与所得等に対する所得税源泉徴収簿（一人別徴収簿）
まだ「一人別徴収簿」を備え付けていない方は、1月～6月迄の給与の支払い状況を各人別に調べてお持ち下さい。（各月の支払日・総支給額・扶養状況等）
2. 税務署から送られてきた源泉所得税の納付書。
3. 納税額が発生しなくても、納付書は提出しなければなりません。（0証明）
4. 前回（平成27年7月～12月分）の納付書も、ご持参下さい。
前回、還付未済金等のある方は今回納付分に充当精算いたします。

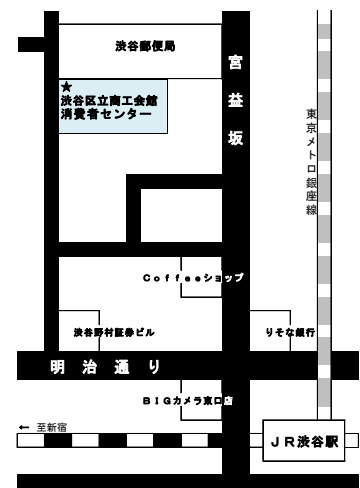
～青年部主催 挑戦してみよう！ はじめてのパソコン会計～

● 会計ソフトで楽々複式簿記 弥生会計パソコン教室 ●

これから会計ソフトを使いはじめようとお考えの方向けの教室です。
弥生会計ソフトを使って、初期設定から日々の入力仕方の仕方まで、
講義形式で分かりやすくご説明いたします。

★ パソコンでの簡単な文字入力・マウス操作ができる：

日時	7月28日（木）・29日（金） 午前の部（不動産所得者向け） 9：30～12：30 午後の部（事業所得者向け） 13：30～16：30
会場	渋谷区立商工会館 6階クラブ室 渋谷区渋谷1-12-5
定員	午前・午後の部 各6名
費用	無料
申し込み	03-3463-7043 事務局まで



<青色申告会の健康診断 9月6日（火）に決定・別紙にてご確認ください。>

★ 第18回定時総会開催 ★

去る5月26日(木)午後4時30分より、南国酒家・原宿店地下1階「迎賓館」に於いて、第18回定時総会が開催されました。

議事に先立ち、永年功労役員3名、また退任役員13名の方々に対して、永年の青色申告会の会活動へのご尽力に敬意を表し、「会長感謝状」の贈呈が行われ、続いて金井会長が議長に就任し、各議案の審議に入りました。

- 第1号議案 議事録署名人選任の件
- 第2号議案 第18期事業報告書承認の件
- 第3号議案 第18期収支計算書報告及び監査報告承認の件
- 第4号議案 第19期事業計画書(案)承認の件
- 第5号議案 第19期収支予算書(案)承認の件
- 第6号議案 労働保険事務組合事務処理規約改定(案)承認の件

各議案について、慎重な審議が行われ、原案のとおり承認可決されました。第18期(27年度)収支報告・第19期(28年度)事業計画書・収支予算書につきましては、2~3ページでご報告申し上げます。

最後に渋谷税務署長・金森勝様よりご祝辞をいただき、午後5時20分閉会となりました。



金森税務署長



金井会長

一般会計	第18期 収支計算書		第19期 収支予算書
	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで		平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
勘定科目	予算額	決算額	予算額
I. 事業活動収支の部 (単位:円)			
1. 事業活動収入			
(1) 基本財産運用収入	1,000	1,253	1,000
(2) 特定資産運用収入	37,000	31,544	30,000
(3) 会費等収入	59,794,000	57,501,800	59,613,000
(4) 事業収入	20,460,000	21,060,351	20,510,000
(5) 雑収入	20,000	21,200	20,000
(6) 引当資産繰入金収入	2,300,000	2,050,982	3,400,000
事業活動収入計 A	82,612,000	80,667,130	83,574,000
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	59,169,925	54,474,479	56,744,556
(2) 管理費支出	15,896,175	14,651,563	16,827,644
事業活動支出計 B	75,066,100	69,126,042	73,572,200
事業活動収支差額 A - B	7,545,900	11,541,088	10,001,800
II. 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
(1) 固定資産売却収入	0	0	0
投資活動収入計 C	0	0	0
2. 投資活動支出			
(1) 固定資産取得支出	311,000	311,040	2,600,000
(2) 特定資産取得支出	7,023,200	14,303,050	7,056,800
投資活動支出計 D	7,334,200	14,614,090	9,656,800
投資活動収支差額 C - D	△ 7,334,200	△ 14,614,090	△ 9,656,800
III. 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入	0	0	0
2. 財務活動支出	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV. 予備費支出			
予備費支出	211,700	0	345,000
当期収支差額	0	△ 3,073,002	0
前期繰越収支差額	21,759,117	21,759,117	18,686,115
次期繰越収支差額	21,759,117	18,686,115	18,686,115

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位:円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
【Ⅰ】資産の部		【Ⅱ】負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
(1) 現金預金	19,977,811	(1) 流動負債	1,448,654
(2) その他流動資産	214,848	流動負債合計	1,448,654
流動資産合計	20,192,659		
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産	5,000,000	(1) リース債務	1,098,360
(2) 特定資産	108,698,470	(2) 退職給与引当金	31,726,992
(3) その他固定資産	53,308,486	固定負債合計	32,825,352
固定資産合計	167,006,956	負債合計	34,274,006
資産合計	187,199,615	【Ⅲ】正味財産の部	
		1. 指定正味財産	
		(1) 指定正味財産	0
		指定正味財産合計	0
		2. 一般正味財産	
		(1) 一般正味財産	152,925,609
		一般正味財産合計	152,925,609
		(うち基本財産への充当額)	5,000,000
		正味財産合計	152,925,609
		負債及び正味財産合計	187,199,615

第19期（平成28年度）事業計画書（抜粋）

I. 基本方針

私たち青色申告会は、昭和25年の創設以来、青色申告の普及推進と納税道義の高揚という基本理念に基づき、会活動を進めてまいりました。その中で近年ますます加速する経済社会構造の変動により、会を取り巻く環境も大きく変化し、会員に対して一層の活動内容の充実と拡大に取り組むことが求められています。

また、本年1月よりマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の運用が始まりました。会員に対する制度内容の十分な周知はもとより会員の個人情報保護の徹底と組織内での安全管理措置など、確かな組織体制の構築と法令遵守に努める必要があります。

このような環境下で、本年は、電子申告（e-Tax）の普及推進と青色申告特別控除65万円選択者の増加を図り、併せて、青色共済を始め各種共済・保険の加入推進による、会員企業の福利厚生面での充実にも力を注ぎます。

平成28年度においては、一般社団法人東京青色申告会連合会と協同して、記帳指導の青色申告会を自覚した、健全な納税者団体としての社会的責任を果たすとともに、次の施策を推進してまいります。

【重点項目】

- (1) 青色申告制度の普及推進を通じて、地域に密着した公益活動の充実に努め、健全な納税者の育成を図る。
- (2) 関係民間団体と協調し、会員及び一般納税者への税に関する啓発活動を高めるとともに、公益活動や租税教育活動に積極的に取り組みます。
- (3) 地域社会の信頼に応えるため組織基盤の強化、あわせて年間を通じた会勢拡大運動を展開します。
- (4) マイナンバー制度の周知・運用、電子申告への対応など指導環境の整備と事務局指導体制の向上に努めます。

◆ 土曜・日曜日の「事務局」営業のお知らせ ◆

7月2日（土）、3日（日） 9時～12時は業務を行っています。

平日、事務局を利用できない方はぜひこの機会にお越しください。（源泉所得税・記帳相談等）

● 7月の税務相談日 ●

当会会員の税理士による
「税務相談会」を是非ご利用下さい

日 時	7月20日(水) 午前10時～午後4時
場 所	(一社) 渋谷青色申告会事務局
費 用	無 料 (1人約1時間を予定)
ご予約制です。事務局までお電話でどうぞ (Tel 3463-7043)	

保険相談

保険に入っていない。
または
現在ご加入の保険の
見直したい。



☆保険料を安くしたい。
☆たくさん入っている保険を整理したい。
☆保険のことがよくわからない。
など、お気軽にご相談ください。

※相談ご希望の方は青色申告会事務局、または下記まで。



担当：(株) サクス 高橋・佐藤
電話：0120-80-1781

● 都税についてのお知らせ ●

6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です(23区内)

固定資産税・都市計画税(23区内)の納税通知書は、6月1日(水)に発送します。

<納期限> 平成28年6月30日(木)

<ご利用になれる納付方法・場所>


<ご利用になれる納付方法>

- ① 金融機関※1・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ② 口座振替※2
- ③ コンビニエンスストア※3



<利用可能なコンビニエンスストア>


くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サクス スリーエイト スリーエフ 生活彩家
セブン-イレブン デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア
ローソン MMK 設置店(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。)

- ④ 金融機関※1・郵便局の  (ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※4
- ⑤ パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付
インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)
詳しくは、都税クレジットカードお支払サイト(<https://zei.tokyo/>)をご覧ください。

※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※2 お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)へお問い合わせください。

※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。

※4  (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書に限ります。

○ 領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。

なお、都では独自に「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。

○ 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○ システムの保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。

固定資産税・都市計画税の納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、納税通知書に同封されているハガキでお申込みください。また、依頼書は主税局ホームページからもダウンロードできますので、そちらもご利用ください。
(平成28年8月10日(水)までにお申込みいただくと、9月の第2期分から口座振替をご利用いただけます。)

<口座振替のお問い合わせ先> 主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)